

訴 状

平成23年10月4日

名古屋地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士	萩原典子
同	柘植直也
同	伊藤陽児
同	鋤柄 司
同	牧野一樹
同	竹之内智哉
同	小田典靖
同	西森由紀子
同	松澤良人
同	武川真弓

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり。

原告訴訟代理人の表示

別紙原告訴訟代理人目録記載のとおり。

事件名

不当条項差止等請求事件

訴訟物の価額

160万円

貼用印紙の額

1万3000円

請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、「AO入試、推薦入試、専願での一般、社会人入試および編入学によって入学を許可された場合、納入後の学費は理由のいかんにかかわらず返金できません。」等、納入された学費を、入学辞退の申し出の時期にかかわらず、一律に返還しないとする条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはいならない。
 - 2 被告は、前項記載の条項が記載された書面、電子データを破棄せよ。
 - 3 被告は、第1項記載の条項を含む契約の勧誘及び締結を行わないことを被告従業員に対して周知徹底せよ。
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決及び第1項乃至第3項につき仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、平成22年4月14日に、消費者契約法13条に基づき内閣総理大臣より認定を受けた適格消費者団体である（甲1）。
- 2 被告は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、創造性豊かな人材を育成することを目的とする学校法人である（甲2）。

被告は、名古屋市中区名駅四丁目27番1号において専門学校である名古屋医専（以下たんに「被告学校」という。）を設置・運営している。

第2 被告の用いている学費不返還条項

被告は、被告学校に関して「AO入試、推薦入試、専願での一般、社会人入試および編入学によって入学を許可された場合、納入後の学費は理由のいかんにかかわらず返金できません。」とホームページ等に掲載し（甲3）、消費者に対して、納入された学費を入学辞退の申し出の時期にかかわらず一律に返還しないとする

る条項（以下たんに「本件不返還条項」という。）を含んだまま在学契約を勧誘し、同契約を締結している。

第3 被告の学費不返還条項が消費者契約法により無効となること

- 1 本件不返還条項は、消費者契約法9条1号により無効である。以下、その理由を詳論する。
- 2 授業料等の返還について争った最高裁平成18年11月27日判決は以下のとおり判示している。

① 不返還特約について

最高裁は、「いったん納付された学生納付金は理由のいかんを問わず返還しない」等の不返還特約のうち授業料等に関する部分は、「在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めを有するもの」と示したうえで、「当該大学が合格者を決定するに当たって織り込み済みのものと解される在学契約の解除、すなわち、学生が当該大学に入学する（学生として当該大学の教育を受ける）ことが客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点よりも前の時期における解除については、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないもの」としている。

② 一般入試合格者の辞退に関して

最高裁は、一般入試合格者について、大学は、合格しても入学手続を行わない者や入学手続を行って在学契約等を締結した後にこれを解除する者が相当数存在することをあらかじめ見込んで、合格者を決定していることから、「在学契約の解除の意思表示がその前日である3月31日までにされた場合には、原則として、大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであって、不返還特約はすべて無効となる」と判示している。

③ 推薦入試合格者の辞退に関して

他方で、最高裁は、推薦入試合格者については「推薦入学試験に合格して当該大学と在学契約を締結した学生については、上記出願資格の存在及び内容を理解、認識した上で、当該入学試験を受験し、在学契約を締結したものであること、これによって、他の多くの受験者よりも一般に早期に有利な条件で当該大学に入学できる地位を確保していることに照らすと、学生が在学契約を締結した時点で当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるものというべきであるから、当該在学契約が解除された場合には、その時期が当該大学において当該解除を前提として他の入学試験等によって代わりの入学者を通常容易に確保することができる時期を経過していないなどの特段の事情がない限り、当該大学には当該解除に伴い初年度に納付すべき授業料等及び諸会費等に相当する平均的な損害が生ずるものというべきである。」と判示している。

3 これらを纏めると、①合格者が3月31日までに在学契約を解除した場合は、大学に平均的損害は存在せず、大学は授業料を返金しなければならないのが原則であり、②他の多くの受験生よりも一般に早期に有利な条件で入学できる地位を確保できている場合は、入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるのであるから、例外的に当該在学契約の解除によって授業料相当の平均的損害が生じるが、③代わりの入学者を通常容易に確保することができる時期を経過していない場合は、例外の例外として平均的損害は生じないため大学は授業料を返金しなければならないことになる。

4 そして、被告が被告学校において実施している入試の区分は以下のとおりになっている。

(1) AO入試

希望学科の入学資格を満たし、被告学校を第1志望とするすべての人がエントリーできる入試であり、適性検査（適性診断・面接）を選考方法とする。

(2) 推薦入試

希望学科の入学資格を満たし、被告学校を第1志望とする、在籍高等学校の学校長または教諭による推薦を受けた人が出願できる入試であり、(マークシート式の)適性診断・面接・作文を選考方法とする。

平成24年度

(3) 一般・社会人入試(専願)

希望学科の入学資格を満たし、被告学校を第1志望とするすべての人が出願できる入試であり、(マークシート式の)適性診断・面接・作文を選考方法とする。

(4) 一般・社会人入試(併願)

希望学科の入学資格を満たし、被告学校との併願をするすべての人が出願できる入試であり、(マークシート式及び記述式の)適性診断・面接・作文を選考方法とする。

(5) 編入学

大学・短期大学・専門学校・養成所・養成施設等で、被告学校の勉学と同様のカリキュラムを履修した人で、被告学校を第1志望とする人が出願できる入試であり、書類審査による一次選考、面接・専門知識判定検査による二次選考を選考方法とする。

(以上、甲4)

5 平成24年度入学者向けのAO入試の試験日程は、①平成23年5月21日、②同年6月4日、③同月19日、④同年7月10日、⑤同月24日、⑥同年8月21日、⑦同月27日、⑧同年9月11日、⑨同月17日、⑩同年10月1日である(甲5)。

また、推薦入試の試験日程は、①同年10月9日、②同月29日、③同年11月13日、④同年12月4日、⑤同月17日、⑥平成24年1月22日である(甲6)。

そして、一般・社会人入試の試験日程は、①平成23年10月9日、②同月29日、③同年11月13日、④同年12月4日、⑤同月17日、⑥平成24年1月22日、⑦同年2月12日、⑧同年3月3日、⑨同月18日である（ただし、①乃至⑥が1次募集、⑦及び⑧が2次募集、⑨が欠員募集とのことである、甲7）。

最後に編入学試験であるが、平成23年10月1日以降、随時選考を実施している（甲8）。

- 5 以上を前提に、まずAO入試により入学を許可された者が入学を辞退する場合について検討する。

被告のAO入試は、前記した選考方法や試験日程からすると、他の多くの受験生よりも一般に早期に有利な条件で入学できる地位を確保できているとは言えず、入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるとは言えない。従って、原則どおり、3月31日までに在学契約を解除した場合には被告には平均的損害は発生していない。にもかかわらず、学費を返金しないということは在学契約の解除に伴い平均的損害を超えて違約金を徴収していることに外ならない。従って、消費者契約法9条1号により無効となることが明白である。

なお、万が一、被告のAO入試が他の多くの受験生よりも一般に早期に有利な条件で入学できる地位を確保できていると言え、入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるとしても、最終のAO入試が平成23年10月1日であり、同月9日以降、推薦入試及び一般・社会人入試が実施されるのであるから、入学辞退の時期によっては代替りの入学者を容易に確保できる。このような場合は例外の例外として被告には解除に伴う平均的損害はない。にもかかわらず、学費を返金しないとの本件不返還条項は、平均的損害を超えて違約金を徴収していることになる。従って、やはり消費者契約法9条1号により無効となる。

- 6 つぎに、推薦入試により入学を許可された者が入学を辞退する場合について検討する。

被告学校の推薦入試は、選考方法が一般・社会人入試の専願と同様であるなど前記した選考方法や試験日程からすると、他の多くの受験生よりも一般に早期に有利な条件で入学できる地位を確保できているとは言えず、入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるとは言えない。従って、原則どおり、3月31日までに在学契約を解除した場合には被告には平均的損害は発生していない。にもかかわらず、学費を返金しないということは在学契約の解除に伴い平均的損害を超えて違約金を徴収していることに外ならない。従って、消費者契約法9条1号により無効となる。

万が一、被告学校の推薦入試によって入学を許可された者が他の多くの受験生よりも一般に早期に有利な条件で入学できる地位を確保できていると言え、入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるとしても、最初の推薦入試により合格した者が直ちに入学を辞退した場合は、その後の推薦入試により、代替りの入学者を容易に確保できる。また、平成24年1月22日に実施される最終の推薦入試により合格した者についても、同年2月12日、同年3月3日、同月18日に一般・社会人入試が実施されるのであるから、入学辞退の時期によっては代替りの入学者を容易に確保できる。このような場合は被告には解除に伴う平均的損害はない。にもかかわらず、学費を返金しないとの本件不返還条項は、平均的損害を超えて違約金を徴収していることになる。従って、消費者契約法9条1号により無効となる。

7 そして、専願の一般、社会人入試によって入学を許可された者が入学を辞退する場合について検討する。

被告の専願の一般、社会人入試は、AO入試や推薦入試の存在や試験日程からすると、他の多くの受験生よりも一般に早期に有利な条件で入学できる地位を確保できているとは言えず、入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるとは言えない。従って、原則どおり、3月31日までに在学契約を解除した場合には被告には平均的損害は発生していない。にもかかわらず、学費を返金し

ないということは在学契約の解除に伴い平均的損害を超えて違約金を徴収していることに外ならない。従って、消費者契約法9条1号により無効となる。

万が一、被告学校の専願の一般、社会人入試によって入学を許可された者が他の多くの受験生よりも一般に早期に有利な条件で入学できる地位を確保できていると言え、入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるとしても、最初の専願の一般、社会人入試により合格した者が直ちに入学を辞退した場合は、その後の専願の一般、社会人入試により、代替りの入学者を容易に確保できる。また、平成24年1月22日に実施される最終の専願の一般、社会人入試により合格した者についても、同年2月12日、同年3月3日、同月18日に一般・社会人入試が実施されるのであるから、入学辞退の時期によっては代替りの入学者を容易に確保できる。このような場合は被告には解除に伴う平均的損害はない。にもかかわらず、学費を返金しないとの本件不返還条項は、平均的損害を超えて違約金を徴収していることになる。従って、消費者契約法9条1号により無効となる。

8 なお、名古屋高裁平成23年7月22日判決（甲9）は、専願の一般・社会人入試により被告学校に合格し3月11日までに授業料等を納付して在学契約を締結した者が、3月15日に入学辞退し、納付した授業料の返還を求めた事案であるが、被告学校の「一般・社会人入試区分の専願入試は、専願とすることによって、他の受験生よりも早期に有利な条件で被控訴人学校に入学できる地位を実質的に確保しているとも、また、学生が在学契約を締結した時点で、被控訴人学校に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるとも認め難い」として、原則どおり、3月31日までに入学辞退がなされた場合は、平均的損害は存在しないとして、本件不返還条項は消費者契約法9条1号により無効になると判示している。

9 最後に、編入学により入学を許可された者の入学辞退について検討する。この場合も、他の多くの受験生よりも一般に早期に有利な条件で入学できる地位を確

保できていると言えず、また、入学することが客観的に高い蓋然性をもって予測されるとは言えない。従って、原則どおり、3月31日までに入学辞退をすれば被告には平均的損害は発生しない。にもかかわらず、学費を返金しないとの本件不返還条項は、平均的損害を超えて違約金を徴収していることになり、消費者契約法9条1号により無効になる。

万が一、被告学校の編入学入試によって入学を許可された者が他の多くの受験生よりも一般に早期に有利な条件で入学できる地位を確保できていると言え、入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるとしても、編入学入試に合格した者が直ちに入学を辞退した場合は、編入学入試は随意実施されているのであるから、その後の編入学入試により代わりの入学者を容易に確保できる。このような場合は被告には解除に伴う平均的損害はない。にもかかわらず、学費を返金しないとの本件不返還条項は、平均的損害を超えて違約金を徴収していることになる。

さらに言えば、編入学による入学許可と受講開始予定時期が、いずれも学期の途中（カリキュラムの途中）である場合には、通常、従前より予定されていた物的・人的体制のまま受け入れ可能な範囲内において編入学の入学許可を出しているのであるから、そもそも当該編入学者が入学を辞退したとしても被告には何らの損害は発生しないはずである。

従って、消費者契約法9条1号により無効となる。

- 9 以上のとおり、本件不返還条項は、AO入試、推薦入試、専願での一般、社会人入試および編入学のいずれも場合も、消費者契約法9条1号により無効になる。

第3 訴訟要件の具備

- 1 以上の観点から原告は被告に対して、平成23年5月19日付けで本件不返還条項の利用停止を求めて申し入れをしたが、一切返答がなかった。

- 2 そこで、原告は、被告に対して、平成23年9月7日付けで、消費者契約法41条に基づいて、本件不返還条項の利用停止等を求める差止請求書を送付し（甲10）、同書面は、同月8日に被告に到達した（甲11）。しかし、本日に至るまで被告からは一切返答がなかった。
- 3 これらのことからすると、被告が、今後も消費者契約法9条1号により無効となるべき本件不返還条項を用いるおそれがあることは明白である。

第4 まとめ

よって、原告は、被告に対して、消費者契約法12条3項に基づき、

- 1 本件不返還条項等、納入された学費を、入学辞退の申し出の時期にかかわらず、一律に返還しないとする条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示の停止、
 - 2 前項の条項が記載された書面、電子データの破棄、
 - 3 第1項の条項を含む契約の勧誘及び締結を行わないことの被告従業員に対する周知徹底、
- を求めて本訴を提起する。

証拠方法

- | | |
|----|---------------------------|
| 甲1 | 適格消費者団体として認定をした旨の通知書 |
| 甲2 | 被告の履歴事項全部証明書 |
| 甲3 | 本件不返還条項が掲載されている被告のホームページ |
| 甲4 | 入試区分が掲載されている被告のホームページ |
| 甲5 | A〇入試が掲載されている被告のホームページ |
| 甲6 | 推薦入試が掲載されている被告のホームページ |
| 甲7 | 一般・社会人入試が掲載されている被告のホームページ |
| 甲8 | 編入学が掲載されている被告のホームページ |
| 甲9 | 名古屋高裁平成23年7月22日判決 |

甲10 差止請求書

甲11 配達証明書

附属書類

訴状副本 1通

甲号証写し 各2通

履歴事項全部証明書 2通

委任状 1通

当事者目録

〒460-0002

名古屋市中区丸の内二丁目18番22号

電話052-265-9258 FAX052-265-9259

原告 特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネットワーク

上記代表者理事 杉浦市郎

〒530-0001

大阪市北区梅田三丁目3番1号

被告 学校法人モード学園

原告訴訟代理人目録

〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-22

三博ビル5階 名古屋第一法律事務所（送達場所）

電話052-211-2236 FAX052-211-2237

原告訴訟代理人 弁護士 荻原典子

同 弁護士 小田典靖

〒460-0002

名古屋市中区丸の内3-6-41

LiVビル6階 弁護士法人リブレ名古屋事務所

電話052-953-7885 FAX052-953-7884

同 弁護士 柘植直也

〒461-0001

名古屋市東区泉1-1-35

ハイエスト久屋2階 久屋大通法律事務所

電話052-961-3307 FAX052-961-3308

同 弁護士 伊藤陽児

〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-11-5

カピス丸の内9階 つかさ法律事務所

電話052-219-8217 FAX052-219-8218

同 弁護士 鋤柄 司

〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-10-19

市川ビル2階 牧野法律事務所

電話052-204-1260 FAX052-204-1261

同 弁護士 牧野 一樹

〒460-0002

名古屋市中区丸の内3-5-35

弁護士ビル801号 竹之内智哉法律事務所

電話052-955-8123 FAX052-955-8124

同 弁護士 竹之内 智哉

〒460-0002

名古屋市中区丸の内3-15-34

第16KTビル6階 まどか総合法律事務所

電話052-253-8471 FAX052-951-7717

同 弁護士 西森 由紀子

〒453-0832

名古屋市中村区乾出町2-7

正和ビル2階 なかむら公園前法律事務所

電話052-486-7388 FAX052-486-7389

同 弁護士 松澤 良人

〒491-0842

愛知県一宮市公園通3-30-6

弁護士法人公園通法律事務所

電話0586-26-6266 FAX0586-26-6268

同 弁護士 武川 真弓